

申告に必要なもの

市広報2月号でもお知らせしますが、事前準備の参考にしてください。

「必ず持参するもの」

本人確認物(申告者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認が可能なもの)(控除対象の扶養親族などのマイナンバーが分かるもの)

「収入関係」

- 給与や公的年金がある方は、源泉徴収票(複数ある場合は全て必要です。忘れた場合は自宅に取り帰ってもらいます。また、紛失した場合は発行元に再発行をお願いすることになります)
- 事業所得や不動産所得がある方は、収支の内訳が分かるもの(収支内訳書など収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください)
- 生命保険の満期または解約返戻金(一時金)や個人年金を受けた方は、令和5年中に支払った額の支払証明書(経費などの記載があるものなど)
- 事業、雑収入、シルバー人材センター配分金に関する支払調書など

「控除関係」

- 医療費控除を申告する方は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書など(領収書添付・提示のみでは受け付けできません。必ず人・病院別の合計を計算してください)
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 健康保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書など
- 市に支払った国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書(いずれも年金からの天引き分を除くものが記載)は、1月下旬に送付予定です。
- 非課税年金(遺族年金、障害年金など)から保険料が天引きされている方のうち申告する方は、市民税務課に問い合わせてください。
- 国民年金保険料の控除証明書など
- 控除証明書はマイナンバーから送付する電子送付サービスからデータを取得できます。また、データは国税庁が提供するe-Taxに取り込むことができます。
- e-Taxなど個人型確定拠出年金の支払証明書など
- 控除対象になる寄付金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど確認ができる書類
- 配偶者や扶養親族を控除対象とする

「その他」

- 申告書類や確定申告の案内が届いた方は、その書類(1月下旬に発送予定)
- 申告者名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付される場合は必要)

申告をしないと

収入がない方、非課税年金(遺族年金、障害年金など)のみの方は、特に注意してください。
○ 同一世帯に国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられ



国税庁e-Taxキャラクター
イータク

市県民税申告・所得税確定申告

早めの準備でスムーズな申告を—
申告受付期間**2月16日(金)▶3月15日(金)**

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128

2月16日(金)から令和5年中の収入について、市県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが始まります。令和6年1月1日現在、市内在住で申告が必要な方は、期間中に申告をしてください。所得税の確定申告をすれば、市県民税の申告は不要です。市県民税申告や確定申告は、税額を決める重要な手続きです。申告の結果によっては、所得税が納付または還付になる場合があります。

市の会場でも確定申告できます

申告日程・会場などは市広報2月号および市ホームページに掲載します。

※申告内容により、市で受け付けてきないものがあります。その場合は、税務署で申告してください。(青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税(土地・建物の売却など)所得の申告など)

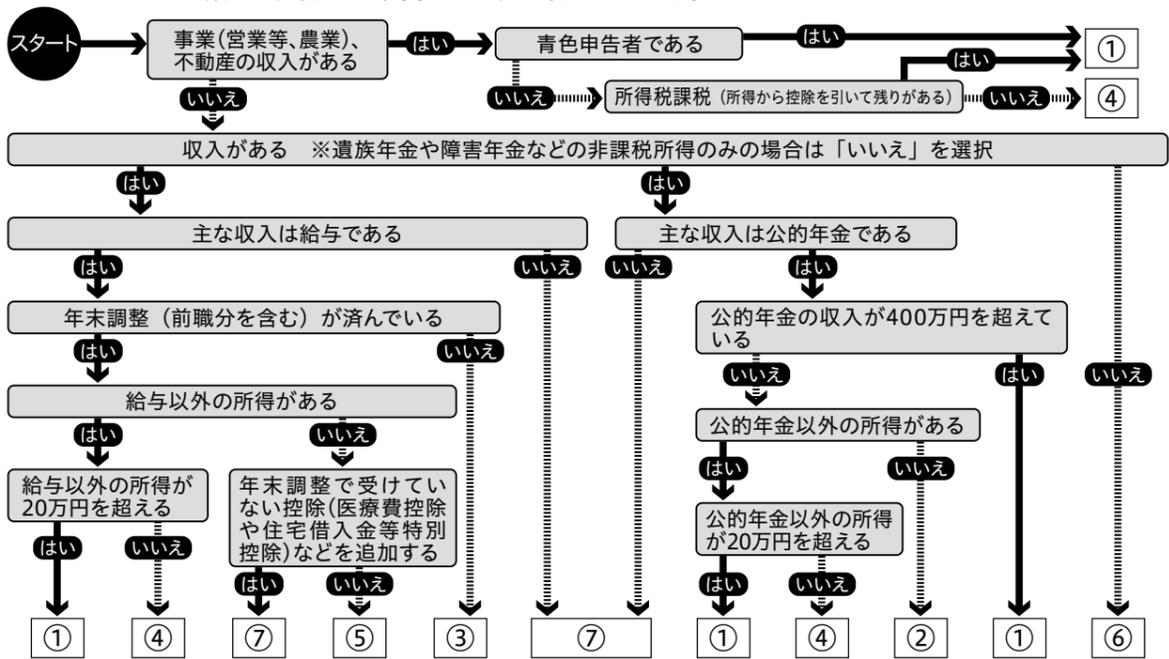
その他注意点

- 児童扶養手当の決定が正しくできない場合があります。
- 国民年金保険料の免除申請ができない場合があります。
- 所得課税証明書(所得などを証明するもの)の発行ができない場合があります。
- 高額療養費を本来の区分で受け取ることができない場合があります。

ふるさと納税のワンストップ特例制度を受けた方が、追加で確定申告・市県民税申告を行う場合、ワンストップ特例制度が無効となります。必ず寄付金の領収書を持参してください。

申告の必要があるかどうか迷ったら

フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考として使ってください。ここでいう所得とは、収入から経費を差し引いた利益のことです。



- ① 確定申告が必要です。
- ② 確定申告の必要はありません。ただし、所得税が源泉徴収されている方は確定申告することにより所得税が還付となる場合があります。また、市県民税の申告で控除を追加することにより、次年度の市県民税が減額となる場合があります。
- ③ 確定申告が必要となる場合があります。 ※申告することで所得税が精算され、その結果により納付または還付が決定します。
- ④ 市県民税の申告が必要な場合があります。
- ⑤ 申告不要です。
- ⑥ 申告の必要はありませんが、申告しないと所得税証明書の発行ができません。
- ⑦ 確定申告または市県民税の申告が必要です。



令和6年1月から

軽減

産前産後期間の国民健康保険料

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援などの観点から、令和5年11月以降に出生する予定の国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料・所得割保険料を減額します。

軽減対象月

出生の予定日(出産日)の月の前月から4カ月分の保険料を減額します。多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日(出産日)の月の3カ月前から6カ月間を減額します。 ※「出産」とは妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)および早産の場合も対象となります。

軽減を受けるには

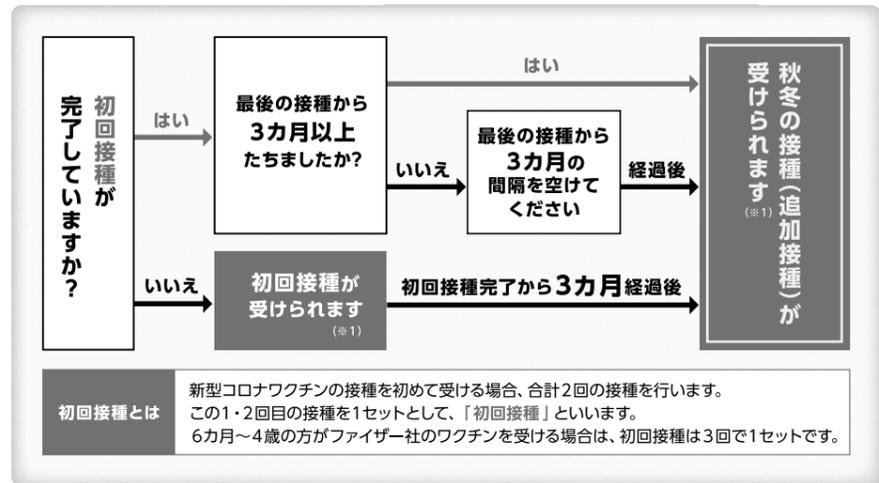
届け出が必要です。希望する方は、母子健康手帳を持って、市民税務課(2階⑤番窓口)までお越しください。(出産予定日の6カ月前から申請が可能です)

大竹市での新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせ VOL.32

大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話 ☎28-1611
受付時間 8時30分～17時（土・日曜日、祝日除く）

接種費用（無料）
ワクチン接種（任意）

- 令和5年9月20日以降、生後6か月以上のすべての方に対して、新型コロナのオミクロン株（XBB.1.5）に対応した1価ワクチン（XBB.1.5 対応ワクチン）の接種が始まりました。
 - 新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンとの同時接種が可能です。
- 〈接種対象となる方と接種間隔〉



（※1）特例臨時接種の実施時期は令和6年3月31日までです。

令和5年秋開始接種

使用するワクチン

オミクロン株XBB.1.5対応 1価ワクチン(mRNAワクチン)

個別接種

実施期間 令和6年3月末まで

◇接種可能医療機関 ※直接、医療機関へ申し込んでください。

医療機関一覧（対象：医療機関によって接種実施年齢が異なります）					
医療機関名	ところ	電話番号	初回接種（XBB.1.5）	追加接種（XBB.1.5）	備考
山下ケアクリニック	新町1-2-7	54-0852	-	○	かかりつけのみ、18歳以上
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	-	○	かかりつけ優先、5歳以上
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337	○	○	12歳以上
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059	-	○	20歳以上
本町医院	本町2-15-17	52-4427	○	○	12歳以上
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138	-	○	13歳以上
おおえ内科クリニック	晴海1-4-13-1階	35-5552	-	○	15歳以上
だいきこ小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	○	○	かかりつけのみ、5～17歳まで
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233	-	○	16歳以上
メーブルヒル病院	玖波5-2-1	57-7451	○	○	当院患者またはその家族のみ。13歳以上
医療機関一覧（対象：乳幼児（6か月～4歳）が接種できる医療機関）					
医療機関名	ところ	電話番号	初回接種（XBB.1.5）	追加接種（XBB.1.5）	備考
だいきこ小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	○	○	かかりつけのみ
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	○	○	かかりつけ優先

この一覧以外の医療機関でも接種できる場合があります。まずは、かかりつけ医へ相談してください。

初回接種（12歳以上の未接種者）

令和6年3月末まで継続されます。
※1価ワクチン（mRNAワクチン）が接種できない方向けのワクチンは12月25日で供給が終了しました。供給の再開は、詳細が決まり次第お知らせします。

ワクチン相談窓口など

・広島県新型コロナウイルスワクチン相談センター（専門的相談窓口） 8時30分～17時30分
電話 082-513-2847 FAX 082-211-3006
・新型コロナウイルスワクチン接種の総合案内
コロナワクチンナビは右のQRコードから▶

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



廿日市税務署からのお知らせ 確定申告は便利なスマホから

問い合わせ
廿日市税務署 ☎0829321217（代表）

確定申告は、とても便利なスマートフォンからがおすすめです。機能がいろいろ追加されており、給与所得の源泉徴収票をスマートフォンのカメラで撮影すると、金額や支払者などの情報が自動入力されたり、青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成できるようになっています。

また、マイナンバーカードを利用して、マイナンバー経由で源泉徴収票や各種控除の証明書などのデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます。

詳しくは、国税庁ホームページの「令和5年分確定申告特集」を確認してください。

申告会場への来場を検討している方へ

今年は、2月16日（金）から3月15日（金）（土・日曜日、祝日を除く）までの期間、廿日市税務署またはNTTクレドホールに申告会場を設けています。申告会場への入場には、入場

整理券が必要です。

LINEで国税庁を友だち登録すると、相談したい日と時間帯を事前に予約できます（LINEによる予約は、2月上旬ごろから可能です）。

LINEによる予約のほか、申告会場でも入場整理券を配布していますが、配布状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。

なお、2月15日（木）以前の相談は、当日配布分の入場整理券で受け付けますので、入場整理券がなくなり次第締め切ります。

来場する際のお願い

申告会場では、スマートフォンを利用して確定申告書などを作成しますので、必ずスマートフォンとマイナンバーカードを持参してください。

なお、マイナンバーカードを持っている方は、利用者証明用電子証明書（数字4桁）および署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）のパスワードを確認してください。

知っていますか 「やさしい日本語」

相手のペースに合わせて話すところからはじめよう

問い合わせ
企画財政課 ☎59-2125



「やさしい日本語」は、外国人や高齢者、障がいのある方などに、日本語を分かりやすく伝えようとするコミュニケーション手段の一つで、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。

【やさしい日本語の例】

通常の日本語	やさしい日本語
「いつ日本にいらっしゃいましたか」	「いつ日本に来ましたか。」
「ご不明な点や質問などがあつたら、おっしゃってください」	「わからなかったら聞いてください」

書く場合は、ふりがなを括弧書きで書くか、漢字の上に書き、文節にスペースを入れます。

大竹市民のうち、外国人は370人（令和3年12月末時点）です。周りにいる外国人に話をするとき、「やさしい日本語」を思い出してみてください。ゆっくり話し、相手が理解しているか確認しながら話すことが重要です。